

## 諮問（情）第42号

## 答 申

**第1 審査会の結論**

特定地番の土地（以下「本件土地」という。）の擁壁（以下「本件擁壁」という。）の設置工事（以下「本件工事」という。）について、市が土地所有者に対して指導を行った際に交付した文書又は指導内容を記録した文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開を求める請求（以下「本件請求」という。）に対して、市長（以下「諮問庁」という。）が対象公文書不存在につき非公開とした決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

**第2 異議申立人の主張要旨****1 異議申立ての趣旨**

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。）第6条第1項の規定に基づき、平成23年10月26日に行った本件請求に対して、諮問庁が行った原決定の取消しを求めるものである。

**2 異議申立ての理由**

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「規制法」という。）上必要とされる許可を受けずに行われた工事であるが、本件工事に係る指導が、書面ではなく、口頭による指摘、指導がされたのみであり、文書化もされていないとすれば、将来に向けていかなる効力を有するものなのか不明である。指導内容は文書化し、後日疑義が生じた際にも対応できるようにすべきであり、記録文書が存在しないとは信じ難い。
- (2) 札幌市オンブズマンからの調査結果通知書には、諮問庁の担当者が指摘、指導した内容が記載されていることから、札幌市オンブズマンの調査の際に、諮問庁は本件対象公文書を基に説明したのではないか。
- (3) 本件擁壁について、諮問庁が単に目視による確認で、災害は発生しないだろうと判断したことは理解し難い。異議申立人が弁護士に相談したところ、災害が発生しないという判断はできないとの説明を受けた。
- (4) 違法な擁壁について、直ちに災害の危険性がないからという理由で、無許可の状態を半ば容認するのではなく、違法なものについては、正しく是正措置されることが法治国家の姿である。

**第3 諮問庁の説明要旨**

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

本件工事は、規制法により定められた宅地造成工事規制区域（以下「規制区域」という。）内で行われた一定条件を満たす工事であったため、土地所有者は、事前に市の許可を受ける必要があったが、許可を受けていなかった。

諮問庁は、異議申立人からの相談を受け、現地確認を行い、「宅地擁壁老朽化判定マニュアル」（平成14年3月25日国総民第33号国土交通省総合政策局宅地課民間宅

地指導室長通知)に基づき、本件擁壁を目視により判定し、本件擁壁が倒壊する危険性は小さいと判断した。

後日、土地所有者に対し、本件工事は許可が必要であったこと、本件擁壁を十分に維持管理するよう努めること及び本件擁壁が危険な状態になれば法令に基づく勧告や改善命令をすることを、口頭により指導した。

「宅地造成等規制法の違反造成等事務処理要領（平成6年9月27日都市整備局長決裁。以下「要領」という。）」では、違反内容が周辺に大きな影響を及ぼすと判断されるものについては、記録を作成することになっていたが、本件擁壁は、危険度が小さく、周辺に及ぼす影響は少ないと判断したため、要領上、記録を作成すべき事案に該当せず、記録を作成しなかった。また、本件土地の状況や指導内容の上司への報告についても、口頭で行った。

なお、札幌市オンブズマンに対しては、異議申立人からの質問に対する回答文書等を用いて事案の説明を行い、指導の内容については、職員の記憶に基づいて口頭により説明を行っている。

以上のことから、本件対象公文書を作成しておらず、保有していない。

## 第4 審査会の判断

### 1 規制法と本件工事について

規制法は、宅地造成に伴う崖崩れや土砂の流出等による災害を防止することを目的に制定されたものである。市では、宅地造成に伴い災害が生じるおそれのある傾斜地を、規制区域に指定しており、規制区域内で一定条件を満たす宅地造成に関する工事を行う際には、事前に市の許可を受けなければならないとされている。

本件工事は、上記の許可を受けなければならないものであったが、許可を受けずに行われたものである。

また、宅地の所有者等は、宅地造成に伴う災害が生じないように、その宅地を常に安全な状態に保つよう努めなければならないこととなっており、市は災害防止のため必要があると認める場合は、安全な状態に改善するよう勧告や命令をすることができる。

### 2 本件対象公文書

本件対象公文書は、本件工事について、諮問庁が土地所有者に対し指導を行った際に交付した文書又は指導した内容を記録した文書である。

### 3 本件対象公文書の不存在

諮問庁の説明によると、以下の事実が認められる。

- (1) 規制法違反の案件の事務処理については、要領に基づき対応していた。
- (2) 本件当時、要領上、違反内容が周辺に大きな影響を及ぼすと判断されるものについては、記録を作成することとなっていた。
- (3) 本件工事は、規制区域内で一定条件を満たす工事であり、規制法第8条第1項により事前に市から許可を受けなければならないものであったが、諮問庁が現地確認を行った結果、本件擁壁の危険度は小さく周辺に及ぼす影響は少ないと判断したため、要領上、記録を作成すべき事案にはあたらないと判断し、記録を作成せず、上司への報告についても口頭で行った。

以上により、本件工事に係る指導は口頭で行ったものであり、また、記録についても、法令上特段定めがなく、要領上も作成する必要がある場合に当たらないと諮問庁が判断した以上、本件対象公文書を作成していなかったとしても、特段不合理であるとまでは認められない。

また、当審査会において、担当者が作成した任意のメモ等の有無についても確認したが、指導内容を記録したメモ等が存在する事実は認められなかった。

異議申立人は、札幌市オンブズマンへの諮問庁の対応についても述べているが、諮問庁に対する札幌市オンブズマンの調査の際に、諮問庁が本件対象公文書を用いて説明を行ったという事実は認められなかった。

その他、本件対象公文書が存在しないとする諮問庁の主張を覆し、その存在を推認させるに足る事実を認めることもできなかった。

#### 4 その他

本件異議申立人は、本件擁壁の危険性及び諮問庁の事務処理が不適切であること等について種々主張しているが、これらは当審査会で判断する事柄ではない。

#### 5 結論

以上のことから、本件対象公文書について、不存在につきその全部を非公開とした原決定は妥当であると認められるので、第1のとおり判断する。

#### 第5 審議経過

次表のとおり。

## ■審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成 24 年 2 月 6 日	諮問書及び諮問庁の非公開理由説明書を受理
平成 24 年 2 月 20 日	異議申立人に諮問庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成 24 年 4 月 11 日 (第 97 回審査会)	事案の概要説明
平成 24 年 4 月 25 日 (第 98 回審査会)	異議申立人からの意見聴取 諮問庁からの事情聴取
平成 24 年 5 月 14 日 (第 99 回審査会)	審 議
平成 24 年 5 月 25 日 (第 100 回審査会)	審 議
平成 24 年 6 月 13 日	答 申